

土壌浄化施設の認定に係る要綱の必要性について

- 土壌汚染対策法及び府条例では、土壌汚染が判明した場合の対応として、環境リスクを遮断することを目的として、様々な措置手法が規定されている。
 実際の対策現場では、最も費用がかかる「掘削除去」措置が採用される比率が高い。「掘削除去」措置では、汚染土の適切な処分が重要。
- 法では、汚染土の搬出先は、最終処分場又は知事が認定した浄化施設もしくはセメント工場に限られている。
 （現状ではセメント工場は認定されていないが、指定区域外の汚染土は搬入可能）
- 認定要件等については、法で定められており、都道府県知事はそれに基づいて認定を行う。
- 本認定を行うに当たっては、具体的な手続き内容等を定めておく必要がある。このような手続き等を定める場合の形態としては「条例」ではなく「要綱」とすることが適当と考えられる。
- 現在、環境省では「土壌環境施策に関するあり方懇談会」において、法制度の総点検が行われており、法適用範囲を拡大させる方向で検討中。限りある最終処分場を有効活用することや、遠方へ搬出することによるエネルギー消費を抑えて地球環境保護に努めることも重要であることから今後、浄化施設の認定申請の増加が見込まれる。
 大阪府としても認定の申請に対応できる状況にしておく必要がある。

法告示で定める認定浄化施設とは、指定区域の汚染土を場外へ搬出する場合において、周辺環境に特定有害物質による汚染が拡散しないように定められたものであり、指定区域内でのオンサイト浄化は搬出を伴わず、汚染拡散の可能性が無いため対象外。

法・条例で定める措置

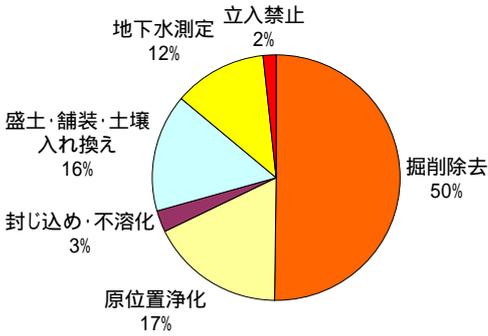
措置種別	溶出量基準超過 (飲用リスク)	含有量基準超過 (直接摂取リスク)
汚染管理	地下水の測定	
経路遮断	不溶化 封じ込め	立入禁止 舗装 盛土 土壌入れ換え
汚染除去	原位置浄化 掘削除去	

は措置命令発出時に原則として命ずる措置
 (ただし、第二溶出量基準超過の場合等は掘削除去)

指定区域から搬出された土壌の適正な処分に係る法的根拠

<p>土壌汚染対策法《抜粋》 〔平成14年5月29日法律第53号〕</p>	<p>土壌汚染対策法施行規則《抜粋》 〔平成14年12月26日環境省令第29号〕</p>
<p>(土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)</p> <p>第九条 指定区域内において土壌の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の届出があった場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p>	<p>(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)</p> <p>第三十六条 法第九条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>四 掘削した汚染土壌の当該指定区域外への搬出をする場合には、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ロ 搬出先において周辺環境に特定有害物質による汚染が拡散しないよう、環境大臣が定める方法により汚染土壌の処分を行うこと。</p>
<p>搬出する汚染土壌の処分方法〔平成15年3月6日 環境省告示第20号〕《抜粋》</p>	
<p>土壌汚染対策法施行規則第36条第四号ロ及び別票第五の二の項の一の二の(2)の規定に基づき、搬出する汚染土壌の処分方法を次のように定める。</p> <p>1. 最終処分場への搬入又は埋立場所等への排出</p> <p>土壌の汚染状態に応じて、</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に規定する最終処分場への搬入</p> <p>「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」に規定する埋立場所への排出</p> <p>2. 汚染土壌浄化施設における浄化</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設その他の施設であって、汚染土壌の浄化を行わせることが適当であるものとしてその所在地を管轄する都道府県知事が認めたものにおいて、汚染土壌の浄化を行うこと。</p> <p>3. セメント等の原材料としての利用</p> <p>セメント等を製造するための施設であって、汚染土壌をセメント等の原材料として利用することが適当であるものとしてその所在地を管轄する都道府県知事が認めたものにおいて、汚染土壌をセメント等の原材料として利用すること。</p> <p>3のセメント等の原材料への利用については、環境省からの詳細要件等が未通知のため現状1・2のみ。ただし、指定区域以外からの汚染土の搬出は暫定的に認められている。</p>	

措置の現状と域外搬出される汚染土の内訳（全国）



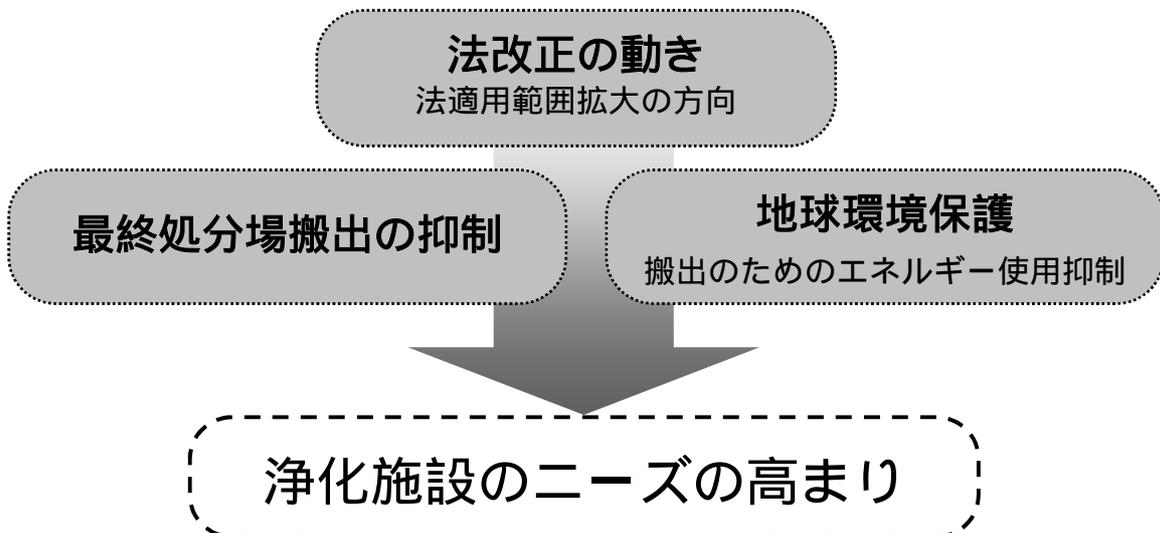
	搬出量（万 t）			
	最終処分場等	浄化施設		セメント工場
		認定	非認定	
法	16	41		122
条例等			6	
自主		13	12	99
割合	5.2%	17.5%	5.8%	71.5%

（出典）土壤環境施策に関するあり方懇談会（第7回）参考資料（環境省）

域外へ搬出する汚染土に係る制限（大阪府域）

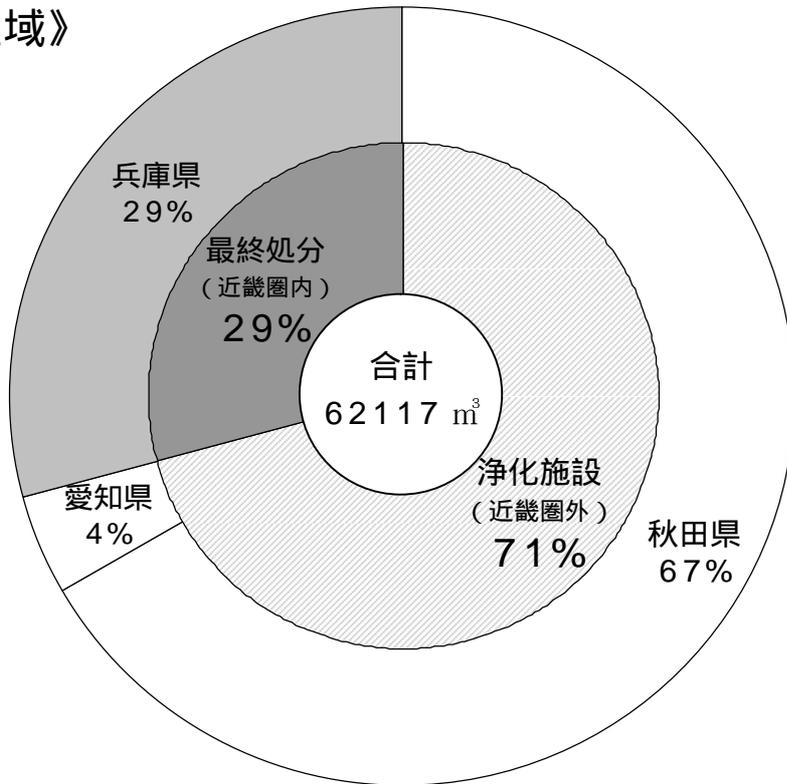
	制限内容	搬出先			
		最終処分場等	浄化施設		セメント工場
			認定	非認定	
法	形質変更届・計画変更命令 処分方法告示 確認方法告示			×	認定基準 検討中
条例	形質変更届・計画変更命令 （法告示と同等の指導）			×	
自主	なし （搬出土指針による指導）				

土壤浄化施設ニーズの見通し

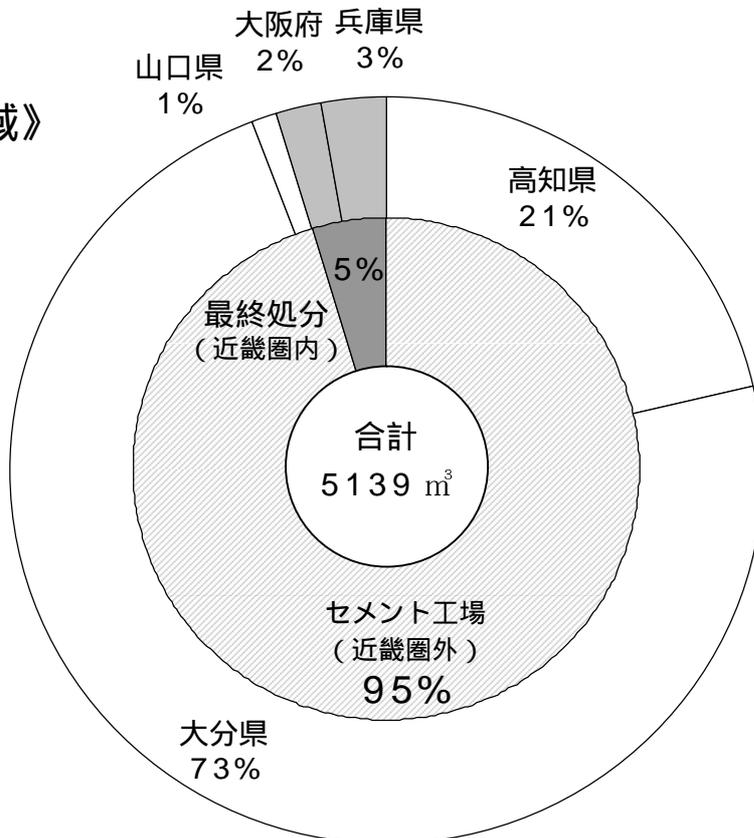


指定区域及び管理区域から搬出された汚染土壌の搬出先（大阪府域）

《指定区域》



《管理区域》



浄化施設の認定状況

「指定区域から搬出する汚染土壌の取扱いについて(平成15年環境省告示第25号)」に基づき、都道府県知事が認めた汚染土壌浄化施設

(平成18年11月30日現在)

事業場名	所在地	対象物質	浄化方法	認定自治体	認定日
1 エコシステム花岡株式会社 松峰工場	秋田県 大館市 花岡町	カドミウム、六価クロム、シアン、セレン、水銀、鉛、砒素、ふっ素、ほう素、VOC、ベンゼン	・抽出及び 分解処理	秋田県	H15.7.10
2 エコシステム秋田株式会社	秋田県 大館市 花岡町	VOC、シアン、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物、カドミウム、六価クロム、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素	・洗浄浄化 ・熱分解	秋田県	H15.10.1
3 三重中央開発(株)	三重県 上野市 予野	カドミウム、シアン、セレン、水銀、砒素、シアン、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物VOC	・熱分解	三重県	H16.3.31
4 (株)サン・ビック	愛知県 半田市 日東町	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、有機りん化合物	・抽出(加熱) ・分解(熱分解)	愛知県	H17.3.31
5 (株)ダイセキ環境 ソリューション	愛知県 東海市 新宝町	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン	・抽出(加熱)	愛知県	H17.11.30
6 清水建設(株) 土壌洗浄プラント事業所	神奈川県 川崎市 川崎 区扇町	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、チウラム、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、有機りん化合物	・洗浄分級等	川崎市	H17.12.2
7 日曹金属化学(株) 会津工場	福島県 耶麻軍 磐梯町	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン	・熱分解	福島県	H18.3.24
8 (株)ジー・イーテクノス 横浜事業場	神奈川県 横浜市 神奈 川区恵 比須町	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物	・洗浄分級等	横浜市	H18.5.30
9 三重中央開発(株)	三重県 上野市 予野	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	・熱処理(溶融)	三重県	H18.11.13

「土壌汚染対策法」に基づく指定区域

H15. 2.15 ~ H19.12.31現在〔指定件数26件(うち10件全部解除)〕

No	指定年月日	指定区域の所在地	指定区域面積 〔㎡〕	指定基準に適合しない特定有害物質
1	平成16年1月30日	寝屋川市	7,180	ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、鉛及びその化合物、シアン化合物
2	平成16年3月5日	大阪市都島区	6,943.90	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物
3	平成16年8月27日	高石市	780	ベンゼン
4	平成16年10月22日	大阪市中央区	1,221.30	鉛及びその化合物
5	平成17年7月6日	吹田市	318.9	トリクロロエチレン
6	平成17年12月2日	大阪市東成区	155.57	六価クロム化合物
7	平成18年2月9日	高槻市	129.92	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
8	平成18年2月9日	高槻市	36,287	カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、 ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
9	平成18年2月10日	大阪市淀川区	110	ほう素及びその化合物
10	平成18年3月31日	大阪市東淀川区	200	四塩化炭素、六価クロム化合物
11	平成18年12月1日	大阪市東成区	795.25	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン
12	平成19年9月14日	堺市堺区	100	ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物
13	平成19年12月13日	松原市	745	ふっ素及びその化合物
14	平成19年12月21日	寝屋川市	100	ジクロロメタン
15	平成19年12月27日	柏原市	200	六価クロム化合物
16	平成19年12月28日	富田林市	382	ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
指定区域面積の合計〔㎡〕			55,649	

参考：指定解除区域を含む指定区域面積の総計 82,441㎡

「生活環境の保全等に関する条例」に基づく管理区域

H16. 1. 1 ~ H19.12.31現在〔指定件数13件(うち5件全部解除)〕

No	指定年月日	管理区域の所在地	管理区域面積 〔㎡〕	管理基準に適合しない管理有害物質
1	平成17年2月10日	堺市堺区	72,870	ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物
2	平成17年7月15日	大阪市此花区	2,191.90	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物
3	平成17年11月17日	堺市堺区	5,781	ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物
4	平成18年5月2日	寝屋川市	41.1	ふっ素及びその化合物
5	平成18年9月8日	大阪市此花区	2,673	鉛及びその化合物、ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、セレン及びその化合物
6	平成19年3月6日	摂津市	100	シス-1,2-ジクロロエチレン
7	平成19年9月4日	松原市	979	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
8	平成19年12月20日	堺市堺区	21,500	ふっ素及びその化合物
管理区域面積の合計〔㎡〕			106,136	

参考：指定解除区域を含む管理区域面積の総計 107,599㎡